

## 清末知識人における進化論の受容と抵抗 —加藤弘之著、楊廷棟訳『政教進化論』を中心に—

宋曉煜<sup>1</sup>

### 要旨

清末において、中国人は西洋から直接進化論思想を導入したほか、日本人による進化論に関する著作を中国語に翻訳し、また西洋の進化論に関する著作の日本語訳を中国語に重訳した。その中で、加藤弘之は社会進化論の代表者として、その多くの著作が中国語に翻訳され、出版された。本稿がとりあげる『道德法律之進歩』（1894年）は加藤の後期思想の端緒を開いた著作であり、1902年に、その中国語訳である『政教進化論』が出版された。訳者は楊廷棟という初期の在日中国人留学生で、日本を経由して進化論思想を中国に導入した代表者の一人である。『政教進化論』は出洋学生編輯所によって出版された後、広智書局版からも現れ、決して無名の翻訳書ではなかったが、現在まで同書に焦点を当てた研究は見られない。

本稿は、加藤弘之著『道德法律之進歩』とその中国語訳の『政教進化論』を綿密に比較対照することによって、両者に大きな差異があることを明らかにした。楊廷棟は、中国の伝統的表現に固執し、中国の伝統的な言葉で西洋の概念を解釈しようとしたが、その試み自体に彼自身の独自の思考と論理が含まれている。また、彼は加藤の進化論思想の受容及びそれへの抵抗を自分の主張として明確に表さず、訳文の中に織り込んで、加藤の口を借りて革命思想を訴えた。それは身の安全を守り、訳書の権威と説得力を増すための方便であったが、このことによって、中国を「開明の大国」の一つと見た加藤は、中国がかつて世界の先頭に立っていたことのみを認める人物となり、日本の「開明進歩」を自負して各国への侵略行為を正当化した加藤は、弱者の発憤を大いに促す人物となった。さらに、忠君愛国を唱えて天皇制を擁護した加藤は、楊廷棟の翻訳書の中で革命の宣伝家に変身した。楊による加筆、削除、修正などは、中国人読者の加藤に対する認識をねじ曲げることになったが、彼らに中国の現状に対する警鐘を鳴らし、専制主義に反対し、革命を宣伝する効果があったと言える。

キーワード：加藤弘之 楊廷棟 進化論 『道德法律之進歩』 『政教進化論』

### I. はじめに

清末には、加藤弘之（1836年～1916年）の著作が9点も中国語に翻訳された。これらは皆、加藤が天賦人權説を放棄し進化論を提唱

してからの著作で、1899年から1903年までの間に現れている。筆者は以前、加藤弘之の著作が数多く翻訳された主な要因について、中国国内の進化論ブームによる需要、加藤の日本での高い知名度、梁啓超の宣伝、初期在日中国人留学生の翻訳活動への参加などに絞

って考察し、在日中国人留学生の翻訳およびその受容状況を研究する意義を明確にした上で、加藤弘之著『強者の権利の競争』（1893年）と楊蔭杭訳『物競論』（1901年）を比較分析している<sup>2</sup>。本稿はこの研究の延長線上にあり、加藤弘之著『道德法律之進歩』（1894年）と楊廷棟訳『政教進化論』（1902年）に焦点を当てる。

渡辺和靖は加藤の思想展開を三つの時期に分けている。即ち、「政体論」の時期（初期）、政治的「進化論」の時期（中期）、倫理的「進化論」の時期（後期）である<sup>3</sup>。『道德法律之進歩』の「緒言」において、加藤は、「拙著強者の権利の競争中に道德法律の進歩か殊に強者の権利の競争に基因するもの多き所以を論したれども、該書の主眼とする所は専ら吾人の権利の進歩発達を研究するにありて、道德法律の進歩発達を説くにあらざるを以て、其言ふ所簡略に過ぎて了解し易からざるものあらんを恐れ、更に此小冊子を著して其旨意を稍明瞭ならしむることとはなせり」と述べている<sup>4</sup>。加藤自身によれば、『道德法律之進歩』は『強者の権利の競争』の「補遺」である<sup>5</sup>。とはいえ、『道德法律之進歩』は、中期の政治的「進化論」を受け継ぎ、後期の倫理的「進化論」への端緒を開いた著作である。

しかしながら、加藤の初期・中期思想と較べると、後期思想についての先行研究はそれほど多くない<sup>6</sup>。一部の研究者が加藤の全体的思想を分析する際に『道德法律之進歩』に触れているが、筆者が調べた限りでは、同書に焦点を絞り、詳細に分析した研究者はいない。また、これまでの先行研究では、楊廷棟の経歴について簡単に考察され、楊廷棟訳『政教進化論』に関しては、ただ翻訳史や中日文化交流史の中に書名が記されるにとどまっている<sup>7</sup>。

進化論導入の歴史において、日本と中国には「時差」がある。嚴復訳『天演論』は1897年末から連載されはじめ、中国人の進化論への強い関心を引き起こした。中国人は西洋から直接進化論思想を導入したほか、日本人による進化論に関する著作を中国語に翻訳し、西洋の進化論に関する著作の日本語訳をも中国語に翻訳した。楊廷棟は初期の在日中国人留学生として、1902年5月17日（光緒二十八年四月十日）に加藤弘之の著作を底本に中国語訳の『政教進化論』を出版し、同年12月15日（旧暦十一月十六日）にスペンサー（Herbert Spencer, 1820年～1903年）の著作の日本語訳を底本に中国語訳の『原政』を出版した。換言すれば、楊廷棟は日本を経由して進化論思想を中国に導入した代表者であり、彼の翻訳書が中国人の進化論受容に影響を及ぼしたことは言うまでもない。

本稿は、加藤弘之著『道德法律之進歩』と楊廷棟訳『政教進化論』を比較対照し、楊廷棟が加筆あるいは削除した部分などについて分析する。さらに、楊廷棟が受容した加藤の思想を考察し、彼の訳書が近代中国における進化論思想の導入にどのような影響を及ぼしたのかについても考えたい。

## II. 『政教進化論』の翻訳出版に関して

『政教進化論』の訳者である楊廷棟（1878/79年？～1950年）は、江蘇呉県（今の蘇州）の出身で、字は翼之である<sup>8</sup>。1897年から南洋公学（上海交通大学の前身）で勉強し、1898年に同校によって日本へ派遣され、日華学校及び東京専門学校（早稲田大学の前身）で学んだ<sup>9</sup>。日本に留学中、楊は翻訳、出版などの活動に積極的に参加し、1900年の末、訳書彙編社の創立に参加した。彼のもっとも影響力のあった訳書『民約論』は、雑誌の『訳書彙編』に連載された。1901年6月に、

楊は革命排滿を主張する『国民報』の主筆の一人になり、1902年に帰国した後、翻訳者、編集者、記者、政治家、実業家などの仕事に就いた。

『政教進化論』が出版されたのは1902年であるが、楊廷棟が同書の翻訳に着手したのはそれより大分前のことであろう。同書の序言の最後に、「庚子九月」に東京の寮でこの序言を書いたとあるが、一般的に言えば、訳者は翻訳を完成した後に序言を書くことが多い。したがって、1900年の旧暦の九月、即ち、訳書彙編社の創立に参加する以前に、楊廷棟は誰にも指示されることなく、自分の意志で『道德法律之進歩』を翻訳した可能性が高い。

1901年の冬、戢翼翬（1878年～1908年）が東京から上海へ赴く直前、楊廷棟は『政教進化論』の原稿を戢に託し、上海で出版することを依頼した。戢は喜んで原稿を受け取り、上海に到着した後、出洋学生編輯所から出すことを決めたが、当時は出版スケジュールが過密であったため、1902年5月に至ってようやく公刊された<sup>10</sup>。

『政教進化論』は右側を糸で綴じた縦書きの本である。同書を開くと、右の頁と左の頁の見開きが1「頁」として計算され、全書の本文は計24「頁」、つまり、現代風に数えれば計48頁ということになる。一方、加藤の原著『道德法律之進歩』の本文は計130頁であるから、一見すれば原著と訳書の頁数の差は非常に大きい。しかし、加藤は常に段落の中や末尾、新しい章や節の冒頭などで、すでに述べた観点などを繰り返しており、楊廷棟は、その繰り返しの部分を削除し、あるいは簡潔にまとめて全体を翻訳している。そのほか、楊は冗長な例や段落を削除している場合もあるが、原著の意味は変えていない。しかも、原著は文字のポイントや行間が訳書と較べて比較的大きい。したがって全体的に見れば、『政教進化論』は抄訳とは言えない。

それだけでなく、楊廷棟は章立ても調整している。彼は凡例の中に、「原著は計三章から構成されているが、第二章の内容がかなり複雑なため、それを三章に分けた。それ故、訳書は計五章になった」と述べている。原著と訳書を比較対照すると、原著の第二章は訳書の第二、三、四章となり、しかも、訳書の第二章は原著の第二章の後半を訳し、訳書の第三章と第四章で原著の第二章の前半を訳していることがわかる。楊が加藤の論述の順序を逆転したのは原著の内容を分かりやすく説明するためだと考えられる。

加藤弘之は『道德法律之進歩』の中で、「万種の有機物」はもっぱら利己を謀り、それは「天性」であり、「永世不易の天則に出る所」とであると指摘している<sup>11</sup>。いわゆる利他心は本来存在しておらず、「利己心の稍変性変形せるもの」である<sup>12</sup>。「国家なるものは頗る進歩せる一種の有機物、即ち社会有機物なる故に」、「維持進歩」を図るには「道德法律と称する心神的用具」を必要とする<sup>13</sup>。道德法律は徐々に発生し、必ず社会の進歩発達の度合いに応ずる。したがって、開明国から悪と見なされた道德法律が未開半開国で重要な役割を果たすのは当然なことだ、とされるのである。「社会組織の要素となるものは常に独り強者にして」、「道德法律は徹頭徹尾社会の要素たる強者か自己の維持進歩を遂ぐるか為めの用具」である<sup>14</sup>。未開社会においては、強者は君主、貴族、男子のみであるが、開明社会では、強者は君民、貴賤、男女総体である。したがって、道德法律は「鄙野陋劣」から「高尚優大」になってきたのである<sup>15</sup>。

「各社会有機物、即ち、各国は未だ相合して一大有機物、即ち、一大社会」となっていないため、道德法律は国家間に適用できない<sup>16</sup>。ただし、文明各国は権力が相等になり、共同利害が増加し、「多少道德法律の主義を適用」しうる場合が現れてきた<sup>17</sup>。しかし、「宇内

統一国」が創建されない限り、国家間に利害の衝突が生じるならば、道德法律はその効力を失う。以上が、『道德法律之進歩』の概要である。

### Ⅲ 道德法律と政教

『三生花草夢蘇州』（蘇州にかかわる民国人物などについての回想録）と『蘇州民国芸文志』（民国人物の伝記集）には、楊廷棟の履歴が紹介されているが、両書における辛亥革命前後の楊廷棟の活動記録は明らかに間違っているため、両書の信憑性はそれほど高くないと思われる<sup>18</sup>。とはいえ、注目すべきことは、両書には楊廷棟が清朝の挙人<sup>19</sup>であると記載されている点である。

楊廷棟の履歴から見れば、彼が留学する前に科挙試験の郷試にすでに合格して挙人になっていたとは考えにくい。もし留学以前に挙人になっていたとすれば、進士を目指して引き続き中国で勉強したはずだからである。しかし、帰国後に挙人になった可能性はあるかもしれない。1905年から1911年まで、清朝政府は帰国した留学生のために留学卒業生試験を設け、成績の水準によって、進士、挙人などのかつて科挙試験でしか得られなかった身分を留学卒業生に与えることになった。受験科目の中には、留学卒業生の専門に関する試験のほか、中国語の文章と外国語の文章を書く科目も含まれていたから、この留学卒業生試験に合格した者は漢学の素養をある程度持っていたはずである。調べた限りでは、楊廷棟がいつ挙人になったかは把握できないが、訳書彙編社の多くのメンバーは留学卒業生試験に合格している。例えば、1905年の試験では、金邦平、曹汝霖、錢承志、戢翼翬が進士、陸世芬が挙人となり<sup>20</sup>、1906年の試験では、富士英が挙人となった<sup>21</sup>。したがって、楊廷

棟は帰国した後、留学卒業生試験に合格して挙人となった可能性が高いのではないかと。

科挙試験が1905年に廃止される7年前、即ち、1898年に初期の在日中国人留学生として日本で西学を学んだ楊の訳文は、彼が中国の伝統的な表現にかなり固執していたことが窺える。例えば、書名の「道德法律之進歩」は「政教進化論」と訳されているが、これについて楊は凡例の中で次のように説明する。「原著の書名は道德法律之進歩であるが、これはあまりにも冗長であるので、現タイトルに変えた」。しかし、「冗長」な書名を簡潔に訳したのはこの一例のみではない。1902年12月に出版された彼の翻訳書『原政』は日本語訳『政法哲学』を底本にした重訳であるが<sup>22</sup>、これを日本語訳『政法哲学』と比較してみると、楊廷棟は和製漢語より、嚴復が作った翻訳語のほうを好んで用い、伝統的な表現に固執していたことが分かる<sup>23</sup>。単音節の伝統的な語を重んじる中国知識人にとって、多音節の語は確かに「冗長」と思われたのだろう。

『政教進化論』には、「政教」という語彙が頻繁に見られる。例えば、「未開社会に斯く不十分なる道德法律」が「上古政教」と、「開明の道德法律」が「文明之政教」と、「欧洲人種の道德法律」が「欧洲之政教」と訳されている<sup>24</sup>。語義からすれば、このような翻訳は適切であるとは思われない。しかしここで注目すべきは、訳書のほかの部分には「政治」<sup>25</sup>、「法律」（例2）、「道德法律」（例3）などの語が現れていることである。

「政治」、「道德」、「法律」などの語はすでに中国の古典にも見られるが、古代の中国人は「政」、「治」、「道」、「徳」、「法」、「律」などのような単音節の語を使う傾向が強く、この三つの多音節の語は19世紀以後になって西洋概念に対応するものとして広く使用されるようになった。具体的に言うと、日本人は中国の古典から「政治」を選んで「政

治学」という言葉を作り、西洋概念の politics に対応させたが、それを契機に、中国でも現代的な意味を持つ「政治」という言葉がようやく流布するようになったのである<sup>26</sup>。また、19世紀に中国に渡ったイギリス人宣教師ロバート・モリソン (Robert Morrison, 1782年～1834年) は『五車韻府』(1819年) という漢英辞典において、「法」の下位項目「法律」に the laws, a law という英訳を付している<sup>27</sup>。そして、林教子の考察によると、西周は「人世三寶説一」(1875年) で「〈道德〉に〈モラル〉と振り仮名を施し、〈moral〉の訳語に〈道德〉をあてている」<sup>28</sup>。

加藤は原著の中で、「孔子の教」、「釈迦基督の道德」などのような「宗教徳教」は皆「吾人の利己心を利用して利他の必要を説き以て其道德の主義となしたるものと云ふべきなり」と述べ、利他の行為を盛んにさせる「巧妙手段」として、「現世及び未来の賞罰」が用いられたと指摘している<sup>29</sup>。さらに、知識の進歩にしたがい、「現世及び未来の賞罰」に対して疑う者が多くなるが、「社会輿論の賞罰」及び「刑法の処罰」のほうはまだ存在しているという<sup>30</sup>。換言すれば、加藤は「道德」と「法律」という言葉に古今東西の広い概念を含ませて使用しているのである。

この加藤の論を楊がどのように翻訳しているかを見るために、両者の細部に立ち入って比較検討してみたい<sup>31</sup>。

**例 1：原文（『道德法律之進歩』）：**法律は専ら社会の維持進歩に極めて必要なる行為を勧むるを以て主眼として其他に及はず、又道德は社会の維持進歩に極めて必要なる行為を超過して更に此維持進歩に利益ある行為を勧むるを以て主眼とするなり。(93頁)

**訳文（『政教進化論』）：**蓋政即却之以勢。使人類不得不尽善群之道。教則導之以理。使人類勉為利人之業。(13頁)

**訳文の意味：**蓋し政は勢力を以て(人類を)脅迫し、人類にやむを得ず社会をおさめる行為をさせるのである。教は道理を以て(人類を)導き、人類にやむを得ず利他の行為をさせるのである。

**例 2：原文（『道德法律之進歩』）：**未開社会に於ては、治者が社会の維持進歩に極めて必要なる行為、即ち法律的事項の上に権力を有するのみならず、更に其区域を超過して社会の維持進歩に利益ある行為、即ち道德的事項に迄権力を及ぼして、吾人の心神をも制せんと欲すと雖、開明社会に於ては、全く之に反して治者の権力は唯法律の上に止まりて、道德の上に迄及ぶことを得ざるなり。(96頁)

**訳文（『政教進化論』）：**上古之世。治人者不特操法律之權。行且駸駸乎出於法律權限之外。凡利己利物之心。莫不為君主所制。迨治人者與治於人者之間。強權相競。各底於平。而後治人者之權。不得越於法律之外。(13頁)

**訳文の意味：**上古の世界では、治者は法律を操る権力を持つだけでなく、勢いよく法律の権限を越えて行こうとする。凡そ利己心と利他心は、君主によって統制されないものがない。治者と被治者の間では、強者の権利の競争が行われ、治者と被治者の力が平均になってから漸く、治者の権力は法律の権限を越えることができなくなるのである。

**例 3：原文（『道德法律之進歩』）：**各国交際上に道德法律の行はるとに至るは、全く各国の権力均同を得たと並に其共同利害の増加したるとに基因するものなること敢て疑ふへからざるなり。(125頁)

**訳文（『政教進化論』）：**各国交際。可以道德法律之義行之者。必為権力相等利害相同之國。(24頁)

**訳文の意味：**各国交際において、道德法律の義が行われることができるのは、必ず権力が相等して利害を共有する国々である。

例1の原文が示すように、加藤は「法律」と「道徳」の定義を区別し、法律の主眼が人々に「社会の維持進歩に極めて必要なる行為」をさせることであるのに対し、道徳の主眼は「極めて必要」という要求を超えて更に一步を進め、人々に「此維持進歩に利益ある行為」をさせることであると述べている。

しかし、例1と例2の原文を訳文と対照させて見ると、両者の違いは明らかである。楊廷棟は例1で「社会の維持進歩に極めて必要なる行為」を「善群之道」（社会をおさめる行為）と訳し、「社会の維持進歩に極めて必要なる行為を勧むる」こと（「使人類不得不尽善群之道」）を「政」と見なす。そして、例2では同じ「社会の維持進歩に極めて必要なる行為」を、加藤の原文が「即ち法律的事項」と換言するのを受けて、単に「法律」と訳すのである。同様に、楊は例1で「此維持進歩に利益ある行為」を「利人之業」（利他の行為）と訳し、この行為を「勧むる」こと（「使人類勉為利人之業」）を「教」と見なす。そして、例2では同じ「社会の維持進歩に利益ある行為」を、加藤が前述する道徳の説明を受けて、「利己利物之心」（利己心と利他心）と訳し換えている<sup>32</sup>。

つまり、楊廷棟から見れば、治者が「法律」に権力を及ぼす場合、それは「政」であり、治者が「道徳」（例2の訳文では「利己利物之心」）に権力を及ぼす場合、それは「教」である。そのような論理が楊の頭に存在しているからこそ、楊は例3の訳文で加藤のいう「道徳法律」を中国語でもそのまま「道徳法律」と翻訳したのだろう。権力が相等して利害を共有する国々の交際では、各国を制御して道徳法律に権力を及ぼす治者が存在しないから、例3の「道徳法律」は「政教」と訳しえないのである。

一見すると、訳書の『政教進化論』という書名は、加藤の原著名にある「道徳法律」を「政教」と強引に翻訳したように見えるが、楊廷棟は中国古来の常用語である「政」と「教」、及びそれに対応する西洋的概念「政治」、「法律」、「道徳」を一冊の翻訳書の中で巧みに使い分けており、その論理的整合性は正しく保たれている。東洋と西洋の概念の差異に対する楊廷棟の理解力は確かなものであると言える。

#### IV. 加藤弘之の思想に対する楊廷棟の受容と抵抗

清末・民国初期においては、書籍などの翻訳が新しい思想を導入する近道とされた。嚴復（1853年～1921年）のような知名度が非常に高い翻訳家は『天演論』を翻訳する際に訳文中に自分の主張を加筆して著者のハクスリー（Thomas Henry Huxley, 1825年～1895年）自身の言葉であるかのように見せつつ、案語（訳者によるコメントや説明、計38カ所）では明確に自分の主張を展開した<sup>33</sup>。同様に、楊廷棟も自分の主張を伝えようとする意欲が強かったが、彼は案語を挿入することなく、直接、原著の内容を削除、加筆、修正することによって、そこに自己の主張を込めた。それによって彼は、加藤弘之の主張を甚だしくねじ曲げたのである。

##### 1. 中国の位置づけに対する異なった認識

前述したように、『強者の権利の競争』は『道徳法律之進歩』と緊密な関係があり、前者は1893年11月29日、後者は翌年の2月3日に出版された。加藤は『道徳法律之進歩』の中で読者に常に『強者の権利の競争』における論述を参照させている<sup>34</sup>。両書が出版された時点では、日清戦争（1894年7月～1895年）はまだ勃発しておらず、加藤は『強者の

権利の競争』の中で、「亜細亞人種ハ日本支那等ヲ除クノ外多クハ怯懦退縮ニ安スル所ノ女ラシキ性質アル」と述べている<sup>35</sup>。『道徳法律之進歩』においても、この観点は変わらなかったが<sup>36</sup>、日本と中国の文明のレベルは明確に区別された。

加藤は同書の中で、道徳法律は社会の開明及び強者の権利の進歩の度に応じて進化すると指摘している<sup>37</sup>。未開国において、専制の君権は公私万般のことを統制し、その君権は宗教道徳及び法律上に及んでいる。社会の進歩に従って、「被治者は敢て公私万般のことに就て治者の命令を聴くことを肯せず」、「極めて必要と云ふを得ざるもの」と「極めて必要なるものとの「派別分離」が発生し、即ち、「道徳」と「法律」が分離するというのである<sup>38</sup>。この論理に基づき、加藤は中国と日本について次のように指摘する。

**例 4：原文（『道徳法律之進歩』）：**但し支那及び土耳其は開明の大国なるを以て、実際に於ては皇帝の主権は決して無限なる能はされは、……独り吾か日本に於ては今日は道徳と法律とを全く派別分離して法律上に絶て徳義的事項を含有することあらざるは実に吾か邦の開明進歩を誇るに足ると云ふへし。（92 頁）

**訳文（『政教進化論』）：**然漢與土、皆為古国、声明文物、率天下而先之、核其事实、則帝皇之權亦非漫為制限……夫政教之分、始於希臘羅馬、繼遂偏於歐洲、近且航太平洋而東、日本已稍受其益、運会所趨、不若是將不足以為善国、二十世紀之中、即為政教分界大行之日。（12-13 頁）

**訳文の意味：**しかし、「漢」（即ち、中国）とトルコは、共に長い歴史をもつ国である。その名聲、權威、教化、文明、制度などはすべてレベルが高く、天下の先頭に立っていた。実際の状況を考察すると、皇帝の権力はまっ

たく制限されないわけではない。……「政」と「教」との分離に関しては、ギリシアとローマで一番先に発生し、それからヨーロッパに及び、近頃は太平洋を渡って東にも及び、日本はすでにその益をやや受けるようになった。それは時代の趨勢であり、そのようにしないと善い国になれない。二十世紀は即ち「政」と「教」が盛んに分離する時代である。

〔注：以降、本稿のすべての例文においては、一重下線は注意すべき部分、波下線は訳者による加筆である。〕

例 4 が示すように、加藤から見れば、中国では、「国家の真主義」は皇帝の無限の支配を唱えているが<sup>39</sup>、皇帝の主権は実際には無限ではないので、「開明の大国」だと言える。他方、日本は「道徳と法律とを全く派別分離し」たため、「実に吾か邦の開明進歩を誇るに足る」のである。つまり、加藤は中国を開明の大国と認めるものの、日清戦争がまだ始まっていない時点で、すでに中国より日本のほうが文明のレベルが高いと判断している。しかし、楊廷棟の訳文では、中国が歴史の長い国で、かつて世界の先頭に立っていたことのみを認め、日本の「開明進歩」という言葉を翻訳していない。彼は加筆して日本における「政」と「教」の分離という成果を控えめに指摘し、それが時代の流れであると説くのである。

1894 年初頭の加藤は中国の文明のレベルに対して、肯定的かつ楽観的な認識を持っていたが、1900 年前後の楊廷棟は焦慮に駆られている。楊は日本語の「未開」を「上古」（例 2）、「半開」を「中古」と翻訳し<sup>40</sup>、序言の中で、「今日の中国の進化のレベルを判断するならば、疑いなく中古以下にあたるものだ」と断言した<sup>41</sup>。日清戦争や北清事変から強い刺激を受け、古来の中国人がほとんど留学先としなかった日本で、初期の在日中国人留学

生として生きていた彼は、当時の中国の情勢に対して憂慮に堪えなかったからである。

楊廷棟はこの翻訳冒頭に付した序言で、「中国の政は公文や上奏文に過ぎず、教は感応や果報に過ぎない」と述べている<sup>42</sup>。楊が期待したのは「政教進化」であり、それによって、中国は20世紀における時代の流れに追いつき、「善国」（善い国）になると考えたのである。

## 2. 人間性や国際関係の残酷さに対する強調

『政教進化論』が出版された1902年になっても、加藤弘之の中国に対する評価はそれほど下がっていない。加藤は1902年3月5日に、「今日支那は衰へたりと云ふも決して野蛮未開の国ではない、……支那と云ふ国は世界最大国である上に豊富なる国である」と述べている<sup>43</sup>。しかし、田頭慎一郎が指摘したように、1902年の加藤は北清事変後の列強による清国分割を「拙なる動作」と批判したにもかかわらず、経済的収奪は容認していた<sup>44</sup>。なぜなら、加藤の言葉によれば、「余の道德主義の立場より観察すれば自国の利益に成ることであれば支那に対しては気の毒なれども決して列国の不徳的動作とは云へぬ」からである<sup>45</sup>。

実はこの道德主義の論理はすでに1894年の『道德法律之進歩』の中に存在していた。加藤はそこですべての有機物の天性が利己であり、利他心の本質は利己のためであると指摘している。国家を社会有機物と見なす彼にとって、国家が利己的な行動を取るのとは当然なのである。したがって、「文明開化なる欧人か恣に野蛮未開なる人民を圧倒駆逐」する行動は、「野民の不幸」であるが、「人類界の開化を増した」のである<sup>46</sup>。

加藤の利己に関する主張は梁啓超の強い関心を引き起こした。梁はそれまで何度も加藤の思想を評価していたが、1902年の「加藤博

士天則百話」という文章では、次のように指摘している。「いわゆる愛他心という者は、実は社会が成立する源である。毎日（愛他心を）培ってもなお（愛他心の）繁茂が足りないことを（私は）心配する。必ずしも愛他心の存在を否定して利己心の付属にするには及ばない。……故にこのような学術理論は、今日の中国に最も適さないのである」<sup>47</sup>。川尻文彦によれば、「愛己心をあまりにも強調すると、みんな大変利己的になってしまうかもしれない。そのため、（梁啓超は）加藤弘之のこの観点に対して明確に批判したのである」<sup>48</sup>。梁啓超は個人の利己心が及ぼす危険性に焦点を当てている。彼の心配は、中国人が各々の利己的行為に理論的な根拠を見出し、愛他心の発達を阻害し、社会の団結に悪影響を及ぼすことであった。しかし、国家の利己心に関しては、梁は注目しなかったように思われる。

それでは、楊廷棟は加藤の主張をどのように理解したのだろうか。以下に述べるように、楊は何度も訳文の中に自分の主張を加筆し、加藤の論述を支持している。

**例5：原文（『道德法律之進歩』）：**此感情的利他心か実に全く利己心の変性変形したるものに外ならざるの理は前述の如しと雖、更に此利他心か親戚故旧に厚くして、無縁の他人に薄き所以を考察すれば、其利己心に因由するの理は益明瞭なるを得へし。蓋し吾人は親戚故旧を以て常に第二の吾れとなすに慣るとものなりと雖、無縁の他人に至りては敢て之を第二の吾れとする能はされはなり。但し、全く無縁の他人と雖、其人か不意に危害に迫るか如き有様を目撃することあるときは、覚へず吾か身を棄て以て之を救助することさへもあることなるか開は不意驚愕の餘り全く自己自身か危害に迫りたるか如く感覺するか故なり。（11-12頁）

訳文（『政教進化論』）：利物由於利己。言之已詳。今請更述厚於親旧而薄於途人之故。益証前說之非謬。人有恒情。唯吾為貴。舍吾而外。首及親旧。凡途之人。亦欲責吾以待親旧者待之。斷無是理也。雖然。途人與吾。非無毫髮相繫者也。唯必俟其性命之虞。懸於呼吸。且我猶坐視。則禍將不測而波及於我。乃不顧夷險。毅然赴之。必求其急少熄而後止。由是觀之。我之所以厚於親旧者。以親旧為吾之次也。所以薄於途人而不敢終薄者。以其禍將及我也。天下而有利物之心出於利己之外。則非吾人今日所居之世界矣。（3-4頁）

訳文の意味：利他心が利己心から生じることについて、すでに詳らかにした。今は更に（人間は）親戚旧友に厚くして、見知らぬ人に薄くする所以を述べさせていただき、以前の説の間違いをさらに証明する。人情の常として、ただ吾をもっとも貴い存在とし、吾を除いて（貴い存在と言えば）、まず親戚旧友に及ぶのである。およそ見知らぬ人が吾を責めて親戚旧友のように扱われたいと思っても、全くこの理はない。とはいえ、見知らぬ人は吾と、まったく関係がないというわけではない。ただ、その人の命がすぐにもなくなりそうな瞬間、しかも我がなお座視すれば恐らくわがわがに吾に及ぶ恐れがある場合、そこで危険を顧みず、毅然としてその場に赴き、必ずその緊急の事態を緩和して止めようとする。これによりこれを観れば、我が親戚旧友に厚くする所以は、親戚旧友を吾の次に位置付けるからである。我が見知らぬ人に薄くするにもかかわらず、敢えて常に薄くすることができない所以は、わがわがに及ぶことを感じるからである。もしも天下において、利他心が利己以外のものから生じるならば、それは吾々が今日生きている世界ではない。

例6：原文（『道徳法律之進歩』）：以上論ずる所の如くなるか故に、凡そ道徳法律は徹頭徹尾社会の要素たる強者（未開国にては

独り君主貴族男子のみ、但し開明社会にては君民貴賤男女総体なり）か自己の維持進歩を遂ぐるか為めの要具たるに外ならずと知るべきなり。（50頁）

訳文（『政教進化論』）：蓋政教唯與強者以利。亦唯強者而後能得政教之利。嗚呼。昏昏者衆。妄謂權由天授。呱呱墮地之時。即坐享人權之福。不知去日大難。生人之祖。戰勝百物。而後人為獨靈。中古以還。人人相競。僅遺此最宜之種。其為人民女子者。又復汗竭血枯。始與君主貴族男子相平等。進化秩序。歷歷如斯。豈易言哉。不然。強權之說。何以尚未普及於亞非。良以人治不興。日為天演而不圖自存之術。求其不為文明所棄。烏可得哉。（18頁）

訳文の意味：蓋し政と教はただ強者だけに利益をもたらし、ただ強者だけが政と教の利益を得ることができるからである。ああ、愚昧な人が多すぎる。彼らは、権利は天から授かるもので、人間は生まれながら人權の幸福を享受できるなどと、でたらめなことを言う。彼らは過去の人々がどのように苦労したのかを知らない。我々の祖先は、百物に勝つてからようやく人間を唯一の聡明な種族にしたのである。半開の時代以来、人々は競争し、最も適した種族のみが生き残った。その中で、人民・女性とされるものは、また大量の汗をかいて、大量の血を流してようやく君主・貴族・男子と互いに平等になった。進化の順序とは、あきらかにこのようなものである。人の権利などというものが、どうしてそう簡単に獲得しえようか。もしそうではないならば、強權の説がいまだにアジアとアフリカに普及していないのはなぜなのか。確かに、人治が興らず、毎日「天演」(evolution, evolutionary theory の訳語) に影響を受けながらも、「自存」の術が図られないからである。彼らが文明に捨てられないように求めても、うまくいくことはありえない。

**例7：原文（『道徳法律之進歩』）：**但し、強者も亦或は弱者を愛憐して之れに幸福を與ふることを願はざるにはあらざれとも、併し、此強者の弱者に対せる愛なるものは宛かも吾人が捕獲飼養せる鳥獸に対せる愛と殆ど其性質を同じくするものにして、……（54頁）

**訳文（『政教進化論』）：**有強権者。亦或愛憐弱者者。少食以福。無如強弱之界不輟。愛憐之者終不得尽其誠也。極其量之所至。能如飼養捕獲鳥獸之道 亦云可矣 ……（18頁）

**訳文の意味：**強権を持つ者が、かつまた弱者を愛憐する者であれば、（弱者に）幸福を少しは与えるが、いかんせん強と弱の境界を取り払わないなら、弱者に同情してくれる強者もやはりその誠意を尽くせないのである。それはせいぜいのところ、捕獲した鳥獸を飼養するのと同じレベルと言ってよい。……

**例8：原文（『道徳法律之進歩』）：**宗教家及び哲学者か若しも各国關係のことに就ては、基督教及び哲学者か教ふる所の博愛主義も或は時ありて之を用ふるを得すと認むるならば、何故に彼等は之を明言せざる。若し又各国の關係に於ける實際の有様か実に右の博愛主義に反して甚た不正なりと認むるならば、何故に彼等は心力を尽くして其不正なる所以を論辨せざる。宗教家及び哲学者は必ず二者の一を撰はざるへからず。（118-119頁）

**訳文（『政教進化論』）：**宗教家哲學家苟知各國交際博愛之說。有時而不通。何不明析言之。苟見各國所為。有戾博愛之說。何不尽力攻之。二者必取其一。若無事則言之維詳。有事則仰之頌之以從衆。是賤丈夫之所為。（23頁）

**訳文の意味：**宗教家及び哲學家は、もし各國交際博愛の說が時には通じないことを知っているならば、なぜ明確にこれを言わないのか？もし各國の行為が博愛の說にもとる

のを觀るならば、彼らはなぜ力を尽くして攻撃しないのか？二者の中から必ず一つを選ばなければならないのである。（歐州各國が野蠻人民や半開人を圧倒し征服する）場合でなければ、（宗教家及び哲學家は）博愛主義を詳らかに述べ、これを唱える。（歐州各國が野蠻人民や半開人を圧倒し征服する）場合であれば、（宗教家及び哲學家は）大衆にしたがってこれを偉大な功績として賞賛する。これはまさしく無恥な男がすることである。

上記の例文が示しているように、利他心は利己心の変性変形したもの、利己心から生じてきたという加藤の主張に対して、楊廷棟は積極的な賛意を示している（例5）。楊は加藤の「強者の権利の競争」説を受容し、権利は天賦のものではなく、競争によって強者が獲得するものだと述べる<sup>49</sup>。その上で、楊は「自存」の術を凶らないアジアとアフリカが淘汰される恐れがあると指摘している（例6）。楊から見れば、加藤はいわゆる「博愛」の本質を見抜いており、強弱の差が大きい場合、弱者は強者に平等の人間として認められることがなく、弱国が強国から本当に尊重されることはないのである（例7、例8）。

それだけでなく、楊は常に加筆を施して、国を救って種族を守るという意欲の必要性を強調し、そうでなければ、国と種族が滅亡し、進化という天則に淘汰されてしまうと指摘している<sup>50</sup>。加藤は學術書として個人と國家の利己心について冷静に論述し、各國への侵略行為を正当化するのだが、その一方、楊は凡例で、「（本書は）すべてが優勝劣敗の法則に帰結することを論じ、弱者が發憤して努力し、自立を図ることを強く望むものである」と書き記している<sup>51</sup>。楊廷棟の加筆は疑いなく中国人読者の同書の理解に大きな影響を与えただろう。例えば、顧燮光（1875年～1949年）は『政教進化論』について次のように述

べている。「全書は優勝劣敗を進化の公理とし、故に弱者は必ず強者への道を図らなければならない。そのようにするなら、競争の中で生き残ることが実現可能である」という<sup>52</sup>。これは正に楊廷棟が強烈に伝達しようとしたメッセージそのものではないか。

総じて言えば、梁啓超が心配したのは、中国人が加藤の主張を誤解し、利他を行わずに専ら利己のみを図ることであった。これに対し、楊廷棟は加藤の主張を刺激的な良薬とし、それによって中国人に人間性や国際関係の残酷さをはっきり認識させ、中国人の発憤を促そうとするのである。

### 3. 忠君思想に対する異なった認識

加藤弘之は変性変形の利己心、即ち利他心を「自然的利他心」と「人為的利他心」の二つに、さらに「自然的利他心」を「知識的利他心」と「感情的利他心」の二つに分類する<sup>53</sup>。その中で、「感情的利他心」に関しては、加藤の原文と楊の訳文は思想的に鮮明な対立を見せている（例9）。

**例9：原文（『道徳法律之進歩』）：**此尊敬愛の情は自己の受けたる恩恵を感謝するより生ずる所にして、且つ此感謝によりて更に自己の快樂を求めんとするものなれば、是亦全く利己心の稍変性変形したるものにほかならざるなり。神明を敬し、吾か国を愛し、又は父母に孝を尽し、若しくは夫妻兄弟姉妹等相親むことの如きは、大抵此感情的利他心の一種若しくは二種に属するものと知るべし。殊に吾か邦人か最も忠君の情に厚きは全く万世一系の帝室を戴て其情誼の最も親密なるに由るものなれば、是亦此感情的利他心に出るものと云ふべし。故を以て吾か邦にては、忠君と愛国とは須臾も相離ること能わさるなり。（12-13頁）

**訳文（『政教進化論』）：**蓋今日敬愛之情。即以答囊日之所惠我。而益冀佑我於他日。此又出於利己之顯著者也。崇神愛國敬長慈幼之道。皆如是也。其在專制之國。仰君上為帝天。而為君上者。又号於人曰。善事吾者為忠。忠者。天下之美名也。有忠者一人。則族党譽之。鄉里艷之。己亦睥睨千古。自謂極人生之能事。蓋名之美者。天下趨之。名之不美者。天下避之。欲求名之美者。不得不率全國之人而出於忠之一途。為君上者乃不煩拳手投足之勞。使通國之人。甘為一姓家奴而不恥。君上亦遂安享其利。伝諸子孫。罔或失墜。此又利己之至而轉利他人之説也。（4頁）

**訳文の意味：**蓋し今日の敬愛の情は、即ち、過去の恩恵に感謝し、さらに他日も守り続けてくれることを望むことから生じる。これもまた明らかに利己心から出るものである。神を崇拜し、国を愛し、長者を尊敬し、子どもを愛護することは、皆かくの如きである。専制の国において、（人々は）君主を天として仰ぎ見る。君主として上に立つものは、また人々に次のように公言する。吾によく仕える者は忠である。忠というものは、天下の美名である。忠者が一人いると、親族はこの人をほめ、同郷の人はこの人をうらやましく思う。忠者自身も自信満々に千古を眺め、人生の可能な限り極めて良いことを成し遂げたと自分を評価する。蓋し美名を持つ人は、天下の人々にこびへつらわれる。美名を持たない人は、天下の人々から遠ざけられる。美名を求めようとする者は、全国の人々を率いて忠の道を尽くさざるをえない。したがって、君主は手間がかからずに全国の人を服従させ、全国の人は恥じることなく皇族の下僕になるのである。そこで、君主はその利益を安らかに楽しみ、さらにその利益を子孫に継承させ、失わせないのである。これもまた、利己が極点に達すると利他に転じるという説である。

例9が示すように、加藤は日本の「忠君の情」が「感情的利他心」に出るものだと認識し、帝室の恩恵を受けることにより感謝の意欲が生じたという。加藤は原文で、「忠君と愛国とは須臾も相離ること能わさるなり」と述べて、忠君は即ち愛国であるという主張を唱え、日本の忠君愛国思想に理論的な根拠を与えた。その一方、楊廷棟は加藤の忠君に関する論述に賛成しなかった。楊は忠君を唱える段落を大幅に削除し、さらに大幅に加筆して次のように辛辣に敷衍する。人々の忠君の情はただ恩返しの気持ちだけから生じるわけではなく、さらに他日も守り続けてくれることを望む気持ちから生じるものである。忠は天下の美名であるから、人々は輿論から影響を受け、美名や利益を追求するために、皇族の下僕になっても恥とは思わないのだと。換言すれば、楊は前述したように、利他心を利己心の変性変形とする説に賛意を示したものの、「忠君の情」が恩返しの快樂、即ち、「自然的利他心」の一つである「感情的利他心」に出るという説に疑問を持っている。

実は加藤は、「忠君の情」がもともと「自然的利他心」に出ると主張すると同時に、「人為的利他心」の節で、宗教及び徳教の教化が忠君の情を強める効果があると指摘している<sup>54</sup>。しかしながら、楊の訳文を読むと、「忠君の情」はもともと恩返しの快樂だけから生じたものではなく、利益の追求が無視できない意図だという。その結果、このように、忠君思想の源は楊の訳文で純粋性を失ったのである。

田中友香理が指摘した通り、加藤のこのような「思想の展開は、明治憲法に明記された天皇主権と教育勅語に現れた「忠君愛国」の精神を自身の思想に取り込んだことによると見て差し支えないが、同時代状況を勘案すれば、初期議会会期における藩閥政府と民党の対立による立憲政治運用の困難という状況に対

処する国家思想を構築したとみることもできよう<sup>55</sup>。

当時の在日中国人留学生の間では立憲君主制も一つの選択肢であり、革命と立憲双方について議論があったが、その境界はまだそれほど明確ではなかった<sup>56</sup>。調べた限りでは、楊廷棟は多くの翻訳書を出版したが、彼が書いたと明言できる文章は見当たらない。彼は留学中には『国民報』、帰国直後は『大陸報』で主筆の一員として活躍したにもかかわらず、新聞雑誌の文章に署名しなかったからである。故にこの時期の彼の政治立場や動機などは彼の訳文、活動、同時代の人の回想などから推測するしかないのである。

例9の訳文から、彼は忠君思想を根本的に批判していることが判明した。それだけでなく、馮自由(1882年～1958年)は『革命逸史』で楊廷棟を「興中会後半期の革命者」と評している<sup>57</sup>。しかも、彼の日本での出版活動や留学生活と非常に深く関わった戩翼翼と楊蔭杭(1878年～1945年)は革命派とされており<sup>58</sup>、楊廷棟は1901年に革命新聞紙『国民報』で主筆の一人を務めていた。したがって、この時期の楊廷棟は革命派とすることができるだろう。

そのほか、前述したように、加藤は、道徳法律が強者の維持進歩を遂げるための用具であり、宗教徳教などは利己心を利用して人々に利他を義務と認識させるためのものだと指摘している。楊は加藤の論述に啓発されてさらに何度も加筆し、加藤の論理を根拠にして封建的道徳に反対する自らの思想を展開している。楊の加筆によれば、宗教徳教に従わない人は社会から多大な圧力を受け、英傑であってもその束縛から逃れることはできないのである<sup>59</sup>。

加藤弘之は天皇制の支持者である。しかしながら、楊廷棟は案語などを入れず、直接原著の内容を削除、加筆、修正することによ

て、専制や天皇制に反対するという事実とは異なる加藤の人物像を中国人読者に印象づけた。楊はなぜ案語の形で自分の主張を表さなかったのだろうか。その理由は主として以下の二点にあると考えられる。

その一、自分の身の安全を守るためである。当時、革命思想を公然と宣伝することは疑いなく清政府の怒りを買った。例えば、楊とともに同じ学校に留学していた楊蔭杭は、1902年に帰国以後も革命宣伝を続け、その結果、清政府に逮捕されないように1906年にアメリカへ留学している<sup>60</sup>。また、秦力山、楊廷棟、楊蔭杭、雷奮などが主筆として発行した月刊誌『国民報』は留学界における革命新聞紙の端緒を開いたとされるが、馮自由によれば、清政府に報復されないために、イギリス人の「経塞爾」(Kingsell)の名義で同誌を発行した<sup>61</sup>。「経塞爾」とは馮自由の父親、馮鏡如のことであり、イギリス国籍を持つ華人であった。『国民報』は1901年5月10日から同年8月10日にかけて計四期が発行され、以降は資金不足で停刊になった。『国民報』の全刊を通じて外国人著者、外国人編集者・訳者、英文主筆者の名前が散見するが、中国語文の主筆と中国人翻訳者の署名は全く記されていない。その中で、英文主筆者として明記されているのは王寵恵(1881年～1958年)という中国知識人であるが、彼はアメリカへ留学した後になってようやくその名前が掲載されるようになった<sup>62</sup>。つまり、文章には署名がなされるべきだという新聞界の慣習を知っていたにもかかわらず、同誌は意図的に中国人の主筆と訳者の名前を隠蔽しようとしたのである。これも清政府に攻撃されないための対策だっただろう。

その二、外国の知名度の高い学者の名を借りて革命を宣伝することは、権威と説得力を増す効果がある。加藤弘之はかつて明六社のメンバーであり、東京大学の草創期から三度

にわたって同校のトップ(法理文3学部総理、総理、総長)を務め、学界での地位が相当に高かった。しかも、彼は常に論戦を挑発したため、知名度も非常に高い。加藤の口を借りて忠君思想に反対することによって、楊の翻訳書は大いに権威づけられただけでなく、社会進化論、社会有機体説などの先端的な論拠を持つようになった。

『政教進化論』はこれまで研究されてこなかったが、この書は歴史の中で無名にとどまるべきものとは言えない。孫宝瑄(1874年～1924年)は1903年に同書を購入したことを記録し<sup>63</sup>、顧燮光の『訳書経眼録』(1934年版)と沈兆禕の『新学書目提要』(1903～1904年版)は同書を広く中国社会に紹介した<sup>64</sup>。

さらに、『政教進化論』は出洋学生編輯所によって出版されたほか、広智書局によっても出版されたことがある<sup>65</sup>。中国の進化論ブームを背景に、『政教進化論』を読んだ中国人読者は当時決して少なくなかったと思われる。楊廷棟の翻訳作業における「工夫」は、加藤の政治的立場や観点などをねじ曲げることになったが、それが中国人の封建的道德に反抗する精神を励ましたことは否定できない。

興味深いのは、彼が1900年旧暦の九月頃に『政教進化論』の翻訳を終えた後、同年12月から翌年12月までルソー『民約論』の翻訳を連載したことである。天賦人権論などを主張する『民約論』の翻訳は、加藤の強権論をすでに受容した彼の思想に何か変化をもたらしたのだろうか。それを今後の研究課題の一つとしたい。

## V. おわりに

『天演論』が出版されてから中国では進化論ブームを迎え、これを契機に、日本の進化論思想の代表者である加藤弘之が中国知識人の視野に入るようになった。

加藤弘之の原著『道德法律之進歩』と楊廷棟の訳書『政教進化論』を比較対照することによって、楊廷棟が加藤の口を借りて自らの主張を強く訴えようとしたことを明らかにした。近代中国における翻訳の規範は現代のように忠実性を強調するものではなかった。とはいえ、『天演論』を読んで影響を受けた楊廷棟は、訳者が「案語」を加えて明確に訳者自身の主張を表す方法を知っていたはずである<sup>66</sup>。しかし、楊廷棟はこの方法を用いず、直接的に原著の内容を削除・加筆・修正することを選んだ。その一つの理由は自分の身の安全を守るためであり、もう一つの理由は革命思想に権威を付与し説得力を増すためであったと思われる。このような楊廷棟の「工夫」によって、中国を「開明の大国」と見た加藤は、中国がかつて世界の先頭に立っていたことのみを認める人物になり、日本の「開明進歩」を自負して各国への侵略行為を正当化した加藤は、弱者を刺激して大いに発憤を促す人物になった。さらに、楊廷棟の「工夫」によって、忠君愛国を唱えて天皇制を擁護した加藤は、忠君に反対する人物となったのである。

この時期にまだ20代前半であった楊蔭杭と楊廷棟は、初期の若い日中留學生とともに活躍していた。彼らが訳書の『物競論』と『政教進化論』で宣伝した自らの主張は独自の思想とは言えないが、革命派に属する日中留學生の友人たちと共有する理念を反映していたと思われる。

ところで、楊蔭杭と楊廷棟の訳文は異なった特徴を持っている。日本で中国留學生が急増し始めたのは、1905年に科擧が廃止されたからのことである<sup>67</sup>。科擧がまだ数多くの中国の知識人の中で重要な位置を占めていた時代に、20歳頃から日本に留学し、西洋思想を受容した楊蔭杭と楊廷棟は、伝統的な文体に対して異なった態度を示している。李冬木

が分析した通り、楊蔭杭は嚴復訳『天演論』を読んでから加藤の著作の翻訳に着手し、「物競」、「天演」などのような嚴復が作った翻訳語を用いたものの、嚴復の典雅な文体を使うことはしなかった<sup>68</sup>。他方、楊廷棟は日本経由で西洋思想を受容しながらも、中国の伝統的な表現に固執し、中国の伝統的な言葉で西洋の概念を解釈しようとした一面がある。時には西洋の概念をねじ曲げることもしたが、その試み自体には彼自身の独自の思考と論理が含まれている。簡単に言えば、楊蔭杭の訳文のほうが理解しやすいのである。おそらく、楊廷棟訳『政教進化論』より、楊蔭杭訳『物競論』のほうが影響力が大きかったことの一因もここにあるのだろう。

また、清末の初期留學生たちは国家が必要とする人材でありながら、長い間優れた知識人としてなかなか認められなかった。1905年の科擧廃止を契機によりややく、留学はかえって出世の道となり、中国に帰った留學生たちの地位が上がってきた。

興味深いのは、楊蔭杭と楊廷棟の政治的立場の転向である。鄒振環は、革命を主張した楊蔭杭が逮捕を免れるために1906年にアメリカへ留学し、ほどなくして頭を冷やしたと指摘している<sup>69</sup>。しかも、1979年になって中国社会科学院近代史研究所は楊蔭杭の娘である楊絳(1911年～2016年)へ手紙を送り、この手紙の中に、楊蔭杭が革命派から立憲派に転向した原因と過程について説明してほしいと書いた<sup>70</sup>。また、曹麗国の考察によれば、1905年、1906年ごろから、楊廷棟は明確に立憲を主張するようになったという<sup>71</sup>。言うまでもなく、彼らの立憲制の支持は、日露戦争後の、清朝政府の政策によって影響を受けたからに違いない。簡単に言うと、日露戦争(1904年～1905年)で日本が勝利を得た原因は、中国では、立憲が専制に勝ると解説されており、清朝政府は1906年9月1日に詔書を

発布し、これから立憲政体への改革を目指す  
と明言したという<sup>72</sup>。とはいえ、楊蔭杭、楊  
廷棟が革命派から立憲派に転向したのは、留  
学生の地位の向上ともかかわっていたのだろ  
う。つまり、留学生の政府での発言力が強ま  
ったということは、当時の政治的枠組みの中  
で改革を行う可能性が見えてきたというこ  
ともあっただろう。現実の政治体制の変化が  
もたらしたこのような政治的理念の変容過程  
を今後の研究課題として、具体的に分析して  
みたい。

#### 脚注\*

- <sup>1</sup> 上海社会科学院世界中国学研究所助理研究員。
- <sup>2</sup> 宋曉煜 [1] , 89-106頁。
- <sup>3</sup> 渡辺和靖 [2] , 17 頁。
- <sup>4</sup> 加藤弘之 [3] , 緒言 1 頁。『道德法律之進歩』  
には句読点がないが、本稿で引用する際に筆  
者が付した。
- <sup>5</sup> 加藤弘之 [3] , 緒言 2 頁。
- <sup>6</sup> 本稿が引用した先行研究のほか、加藤の後期  
思想に関しては、次のような先行研究を参照  
した。田中友香理「加藤弘之による雑誌『天  
則』の創刊」『メディア史研究』37, 2015 年  
3 月, 115-138 頁; 葛奇蹊『明治時期日本進化  
論思想研究』東方出版社, 2016 年。
- <sup>7</sup> 吳丕は在日中国人留学生が進化論を翻訳して  
紹介した過程を記述しているが、楊廷棟と彼  
の翻訳書には言及していない。また、王中江  
は中国の進化主義および進化論導入の仲介者  
としての日本の役割などを紹介した際、『政  
教進化論』という書名に触れている。吳丕[4],  
43-48 頁; 王中江 [5] , 43-52 頁を参照のこ  
と。
- <sup>8</sup> 楊廷棟の経歴に関しては、次の資料を参照し  
た。侯宜傑 [6] , 85-87 頁; 曹麗国 [7] ,

40-42 頁; 孫宏雲 [8] , 第 B03 版。

- <sup>9</sup> 日華学校は 1898 年 6 月に創立され、清国留  
学生たちを順調に進学させるために言語などの  
基礎教育を行った学校である。詳細に関して  
は、黄福慶 [9] , 125-126 頁を参照のこと。
- <sup>10</sup> 加藤弘之著、楊廷棟訳 [10] , 戢翼翬の「跋」。  
また、在日中国人留学生である戢翼翬は、訳  
書彙編社、出洋学生編輯所、作新社、『国民  
報』などの創設者である。
- <sup>11</sup> 加藤弘之 [3] , 1-2 頁。
- <sup>12</sup> 加藤弘之 [3] , 22 頁。
- <sup>13</sup> 加藤弘之 [3] , 34-35 頁。
- <sup>14</sup> 加藤弘之 [3] , 46, 50 頁。
- <sup>15</sup> 加藤弘之 [3] , 50-51 頁。
- <sup>16</sup> 加藤弘之 [3] , 106-107 頁。
- <sup>17</sup> 加藤弘之 [3] , 124-125 頁。
- <sup>18</sup> 『三生花草夢蘇州』と『蘇州民国芸文志』に  
は、楊廷棟は宣統帝 (1906 年~1907 年) の退  
位詔書の起草者の一人と書かれている。この  
記述は研究界では疑問視され、証拠が足りな  
いとされている。また、『三生花草夢蘇州』  
の著者尤玉洪 (1918 年~2013 年) の父親は楊  
廷棟の友人であるが、楊が画家の吳湖帆に『秋  
夜草疎図』という絵を描いてもらった経緯に  
関する記述も間違っている。尤玉洪 [11] ,  
22-23 頁; 張耘田、陳巍編 [12] , 225-226 頁;  
陳鵬、韓祥、張公政 [13] , 115-116 頁; 陳  
希天 [14] , 4-5 頁を参照のこと。
- <sup>19</sup> 中国の明朝と清朝には、科挙試験の郷試に合  
格した人は挙人となり、進士の受験資格を与  
えられた。挙人は会試や殿試という試験に合  
格すれば進士となる。出世のためには、進士  
になるのが一番良いが、挙人という身分も社  
会的地位が高く、納税、司法などの面で特権  
を持ち、中級、下級官僚になることもできた。
- <sup>20</sup> 劉曉琴 [15] , 115 頁。また、日本に滞在中、  
金邦平と戢翼翬は東京専門学校、曹汝霖は明

- 治法学院，錢承志は帝国法科大学に留学していた。清朝の留学卒業生試験の詳細については，黄福慶 [9] ， 65-82 頁を参照のこと。
- <sup>21</sup> 紀麗君 [16] ， 110 頁。この文章には，1906 年の留学卒業生試験の合格者リストの写真があり，撮影者は詹天佑（1861 年～1919 年）である。この写真の中に，富士英の名前が見られる。また，富士英は 1899 年に楊蔭杭，楊廷棟とともに南洋公学から日本へ派遣され，東京専門学校に進学し，訳書彙編社に入った。『留学教育：中国留学教育史料』第二冊には，富士英が早稲田大学政法科を卒業し，27 歳で 63 点の点数で留学卒業生試験に合格し，「法政科挙人」となったと記載されている。劉真主編，王煥琛編著 [17] ， 793 頁。
- <sup>22</sup> 日本語訳『政法哲学』の底本は，スペンサー著『政治制度論』（*Political Institutions*, 1882 年）である。
- <sup>23</sup> その用例及び原因に関しては，宋暁煜 [18] を参照のこと。
- <sup>24</sup> 加藤弘之 [3] ， 36-37 頁；加藤弘之著，楊廷棟訳 [10] ， 15 頁。
- <sup>25</sup> 「政治」の用例は本訳書の中に一箇所しか見られない。原文：「蓋し商売製造工業學術技芸宗教等其他の如き……広く文明各国の間に連亘して各国人民が相俱に共同従事することとなり」（121 頁）；訳文：「如通商恵工學術技芸宗教政治下……集各国人民。共図一業者。已屢見不鮮」（23 頁）。楊廷棟はここに「政治」という語を加筆している。楊は中国古来の「政」の概念が近代文明には合わないと考えていた。その結果，加藤のこの近代的状況を述べる箇所では原文に無い「政治」を付加したのだと思われる。この問題については，今後も更に考察していきたい。
- <sup>26</sup> 馮天瑜 [19] ， 355 頁。
- <sup>27</sup> 王健 [20] ， 52 頁。
- <sup>28</sup> 林教子 [21] ， 75 頁。
- <sup>29</sup> 加藤弘之 [3] ， 17-18 頁。
- <sup>30</sup> 加藤弘之 [3] ， 68-69 頁。
- <sup>31</sup> 本稿では原文と訳文を比較分析するために，清末の中国語の訳文を再度日本語に翻訳した。その際，できるかぎり原文の意味を損なわないように努力したが，やはり筆者自身の解釈が入ってくることは避けられなかった。この点は予めお断わりしておきたい。
- <sup>32</sup> 楊は加藤の「利他」を「利物」と訳している。この「物」は中国古典で，「我」と相対する人間や環境，自分以外の存在などを指す。また，本稿第三章と第四章第 3 節で述べたように，加藤は宗教徳教などが利己心を利用して人々に利他を義務と認識させるためのものと指摘している。本稿の注 29 を参照のこと。
- <sup>33</sup> 嚴復訳『天演論』とハクスリー著『進化と倫理』との相違に関しては，吳丕 [4] ， 209-219 頁を参照のこと。
- <sup>34</sup> 加藤弘之 [3] ， 49 頁，52 頁，79 頁，111 頁，115 頁，116 頁，123 頁を参照のこと。
- <sup>35</sup> 加藤弘之 [22] ， 104 頁。
- <sup>36</sup> 加藤弘之 [3] ， 88 頁を参照のこと。
- <sup>37</sup> 加藤弘之 [3] ， 74 頁。
- <sup>38</sup> 加藤弘之 [3] ， 89-90 頁。
- <sup>39</sup> 加藤弘之 [3] ， 92 頁。
- <sup>40</sup> 例えば，原文：「未開半開の世にありて」（42 頁）；訳文：「上古中古之時」（16 頁）。
- <sup>41</sup> 楊廷棟の原文：「中国今日度其進化之程。当在中古以下無疑」。加藤弘之著，楊廷棟訳 [10] ， 楊廷棟の「序」2 頁。
- <sup>42</sup> 感応：仏語。「人に対する仏の働きかけと，それを受け止める人の心」の意。果報：仏語。「前世での行いの結果として現世で受ける報い」の意。楊廷棟の原文：「（東甌漢土。）政不過乎文告章奏。教不過乎感応果報」。加藤弘之著，楊廷棟訳 [10] ， 楊廷棟の「序」1

- 頁.
- <sup>43</sup> 加藤弘之 [23] , 211 頁.
- <sup>44</sup> 田頭慎一郎 [24] , 319-321 頁.
- <sup>45</sup> 加藤弘之 [23] , 211 頁.
- <sup>46</sup> 加藤弘之 [3] , 112 頁.
- <sup>47</sup> 梁啓超の原文：「所謂愛他心者。実人群所以成立之大原。日培植而滋長之猶惧其不殖。而何必抹而煞之。使並為利己心之附庸。……故此等学理。最不宜行於今日之中国」。加藤弘之著，梁啓超訳 [25] , 2880 頁。また、『天則百話』は 1899 年に出版され，同書における利己・利他に関する主張は『道德法律之進歩』（1894 年）に基づいて書かれた。しかし，梁啓超は 1902 年に「加藤博士天則百話」という文章の中で，自分が読んだのは加藤の『道德法律進化之理』（1900 年）という著作であると述べている。そこで加藤は『道德法律之進歩』の「利己心」を「愛己心」，「利他心」を「愛他心」に変えており，そのため，梁はこの文章で「愛他心」という表現を用いたのである。
- <sup>48</sup> 川尻文彦 [26] , 267 頁.
- <sup>49</sup> 梁啓超の加藤弘之思想の受容に関しては，李曉東が「梁啓超にとって利己は「利他」によってはじめて正当化されうるのである」と述べ，「梁啓超は，「強権」論を受容することによって，「闘争のモチーフ」を受け継ぐ」と指摘している。李の結論をもって楊廷棟の観点と比較すると，利己と利他との関係に対して，楊は加藤の主張を支持し，梁は反対したが，楊も梁も加藤の「強権」論を「闘争のモチーフ」として受け継いだことが分かる。李曉東 [27] , 130 頁，133 頁を参照のこと。
- <sup>50</sup> 加藤弘之著，楊廷棟訳 [10] , 14 頁。また，加藤弘之 [3] , 102-103 頁を参照のこと。
- <sup>51</sup> 楊廷棟の原文：「(是書……) 俱以優勝劣敗為指歸。又深望弱者之發憤為強。以圖自立」。
- 加藤弘之著，楊廷棟訳 [10] , 凡例 1 頁。
- <sup>52</sup> 顧燮光の原文：「全書持論以優劣勝敗為天演之公理，故必弱者凶強方足為争存之的」。顧燮光 [28] , 341 頁。
- <sup>53</sup> 加藤弘之 [3] , 2-3 頁。
- <sup>54</sup> 加藤弘之 [3] , 14-17 頁。
- <sup>55</sup> 田中友香理 [29] , 6 頁。
- <sup>56</sup> 侯宜傑 [30] , 26 頁。
- <sup>57</sup> 馮自由 [31] , 64 頁。また，興中会は 1894 年に孫文によって結成された革命団体である。馮自由が定義した「興中会后半期」は 1900 年の秋から 1905 年 6 月までである。
- <sup>58</sup> 劉成禺 [32] , 130-134 頁。また，楊蔭杭の革命活動に関しては，楊絳 [33] , 84-137 頁を参照のこと。楊蔭杭と楊廷棟とのかかわりは，宋曉煜 [1] , 92-95 頁を参照のこと。
- <sup>59</sup> 加藤弘之著，楊廷棟訳 [10] , 4 頁。また，加藤弘之 [3] , 15-16 頁を参照のこと。
- <sup>60</sup> 楊絳 [33] , 92 頁。
- <sup>61</sup> 馮自由 [34] , 96-97 頁。馮自由の『革命逸史』に「經塞爾」と書かれているが，『国民報』には「京塞爾」と書かれている。
- <sup>62</sup> 京塞爾発行兼編輯人 [35] , 253 頁を参照のこと。
- <sup>63</sup> 孫宝瑄 [36] , 673 頁を参照。
- <sup>64</sup> 顧燮光 [28] , 341 頁。沈兆禕 [37] , 446 頁。
- <sup>65</sup> 実藤恵秀監修 譚汝謙主編 小川博編輯 [38] , 14 頁。
- <sup>66</sup> 『政教進化論』の言葉遣いを見ると，楊廷棟は『天演論』の言葉遣いを多く模倣したことが分かる。例えば，楊は「群」，「首出庶物之人」，「天演」などのような『天演論』に現れた語彙を用いた。
- <sup>67</sup> 黄福慶 [9] , 24, 84 頁を参照。黄福慶の調査によると，1905 年から 1906 年までの間，在日中国人留学生の人数がピークになったと

いう。

- <sup>68</sup> 李冬木 [39] , 9 頁.  
<sup>69</sup> 鄒振環 [40] , 123 頁. また, 楊絳 [33] , 89-94 頁を参照のこと.  
<sup>70</sup> 楊絳 [41] , 82 頁.  
<sup>71</sup> 曹麗国 [7] , 41 頁.  
<sup>72</sup> 市古宙三著, 劉坤一訳 [42] , 381 頁を参照.

\*参考文献

- [1] 宋曉煜「清末における加藤弘之の著作の翻訳および受容状況：『強者の権利の競争』とその中国語訳を中心に」『ICCS 現代中国学ジャーナル』10 (1) , 2017 年 6 月, 89-106 頁
- [2] 渡辺和靖「加藤弘之の後期思想——近代日本に於ける「儒教」の運命」『日本思想史研究』6, 1972 年 12 月, 1-19 頁
- [3] 加藤弘之『道德法律之進歩』敬業社, 1894 年
- [4] 吳丕『進化論與中国激進主義 1859—1924』北京大学出版社, 2005 年
- [5] 王中江『進化主義在中国的興起：一個新的全能式世界觀（增補版）』中国人民大学出版社, 2010 年
- [6] 侯宜傑『逝去的風流：清末立憲精英傳稿』北京師範大学出版社, 2013 年
- [7] 曹麗国「浅析楊廷棟的救国歷程」『邢台学院学报』第 28 卷第 1 期, 2013 年 3 月, 40-42 頁
- [8] 孫宏雲「楊廷棟：訳介西方政治学的先驅者」『中国社会科学報』2015 年 3 月 6 日, 第 B03 版
- [9] 黄福慶『清末留日学生』中央研究院近代史研究所, 1975 年初版, 1983 年再版
- [10] 加藤弘之著, 楊廷棟訳『政教進化論』出洋学生編輯所, 1902 年
- [11] 尤玉洪『三生花草夢蘇州』江蘇古籍出版社, 2000 年
- [12] 張耘田, 陳巍編『蘇州民国芸文志』上卷, 広陵書社, 2005 年
- [13] 陳鵬, 韓祥, 張公政「百年「清帝遜位」問題研究綜述」『清史研究』第 4 期, 2012 年 11 月, 104-125 頁
- [14] 陳希天「辛亥革命重要文献——『秋夜草疎函卷』」『民国档案』1991 年 10 月, 4-5 頁
- [15] 劉曉琴「嚴復與晚清留学生帰国考試研究」『南開学報（哲学社会科学版）』2014 年第 1 期, 2014 年 1 月, 114-125 頁
- [16] 紀麗君「清末留学生考試及奨励任用制度——從詹天佑担任帰国留学生考試官角度的觀察」『中国国家博物館館刊』, 2013 年第 11 期, 2013 年 11 月, 107-114 頁
- [17] 劉真主編, 王煥琛編著『留学教育：中国留学教育史料』第二冊, 国立編訳館, 1980 年
- [18] 宋曉煜「スペンサーの進化論の翻訳と重訳——日本語訳『政法哲学』とその二つの中国語訳をめぐる」宮本雄二監修, 日本日中関係学会編『若者が考える「日中の未来」vol.4：日中経済とシェアリングエコノミー』日本僑報社, 2018 年, 215-230 頁.
- [19] 馮天瑜『新語探源：中西日文化互動與近代漢字術語形成』中華書局, 2004 年
- [20] 王健『溝通兩個世界的法律意義——晚清西方法的輸入與法律新詞初探』中国政法大学出版社, 2001 年
- [21] 林教子「中国古典の世界から〈道德〉を考える」『早稲田教育評論』30 (1) , 2016 年 3 月, 59-78 頁
- [22] 加藤弘之『強者の権利の競争』哲学書院, 1893 年

- [23] 加藤弘之「北清事変に於ける列国の動作は悪と言はむよりは寧ろ拙と謂ふべし」『太陽』第八卷第三号, 1902年3月5日
- [24] 田頭慎一郎『加藤弘之と明治国家: ある「官僚学者」の生涯と思想』学習院大学, 2013年
- [25] 加藤弘之著, 梁啓超訳「加藤博士天則百話(一)」(『新民叢報』第二十一号, 光緒二十八年十一月一日)梁啓超主編『新民叢報』第四冊, 中華書局, 2008年, 2871-2882頁
- [26] 川尻文彦「「進化」與加藤弘之, 嚴復, 梁啓超——近代日中之間關於「進化」的概念」關連 鄭大華, 黃興濤, 鄒小站主編『戊戌變法與晚清思想文化轉型』社会科学文献出版社, 2010年, 244-269頁
- [27] 李曉東「制度としての民本思想: 梁啓超の立憲政治觀を中心に」『思想』932, 2001年, 123-140頁
- [28] 顧燮光「訳書経眼録」(杭州金石樓 1934年版)熊月之編『晚清新學書目提要』上海書店出版社, 2007年, 217-376頁
- [29] 田中友香理「日清戦争前後の「道德法律」論: 加藤弘之における進化論的国家思想の展開」『史境』72, 2016年9月, 1-24頁
- [30] 侯宜傑『二十世紀初中国政治改革風潮——清末立憲運動史』中国人民大学出版社, 2011年
- [31] 馮自由『革命逸史』第三集, 中華書局, 1981年
- [32] 劉成禺「述戢翼翬生平」, 劉成禺『世載堂雜憶』所收, 遼寧教育出版社, 1997年, 130-134頁
- [33] 楊絳「回憶我的父親」羅翕君編, 楊絳著『楊絳散文』浙江文芸出版社, 1994年, 84-137頁
- [34] 馮自由『革命逸史』初集, 中華書局, 1981年
- [35] 京塞爾發行兼編輯人『国民報』第四期(国民報社, 1901年)『辛亥革命時期期刊彙編』編纂委員會編『辛亥革命時期期刊彙編(100冊)』第一冊, 首都師範大學出版社, 2011年, 251-332頁
- [36] 孫寶瑄『忘山廬日記(上)』上海古籍出版社, 1983年
- [37] 沈兆禕「新學書目提要」(上海通雅書局 1903~1904年版)熊月之編『晚清新學書目提要』上海書店出版社, 2007年, 377-566頁
- [38] 実藤恵秀監修, 譚汝謙主編, 小川博編輯『中国訳日本書総合目録』中文大學出版社, 1980年
- [39] 李冬木「關於『物競論』」『魯迅研究月刊』2003年3月, 8-16頁
- [40] 鄒振環「辛亥前楊蔭杭著訳活動述略」『蘇州大學學報(哲學社会科学版)』1993年第一期, 1993年2月, 121-126頁
- [41] 楊絳「『回憶我的父親』前言」羅翕君編, 楊絳著『楊絳散文』浙江文芸出版社, 1994年, 82-83頁
- [42] 市古宙三著, 劉坤一訳「1901—1911年政治和制度的改革」費正清(John King Fairbank), 劉宏京編, 中国社会科学院歷史研究所編訳室訳『劍橋中国晚清史: 1800—1911年』下卷, 中国社会科学出版社, 1985年, 369-404頁